

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・二・三・四・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	住宅確保要配慮者の住居探しと提案・確保、身元保証引受けに係る事業

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市・糟屋郡・春日市・大野城市・太宰府市・久留米市・小郡市・大牟田市と近郊の地域
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	組織図参照
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	3名 相談3名、同行3名(延べ人数)、提案・相談:1名、施設提案:2名(延べ人数)
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	休日は日曜日 勤務時間は9時~17時

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	住宅確保要配慮者全般
7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。 要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。	<p>【業務内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1：住宅確保要配慮者の方の電話相談面談2：物件の提案・同行、不動産業者へ同行3：福祉施設の紹介・同行4：訪問（月に1回～）（状況確認）5：不動産業者からの相談（滞納している方の相談・高齢者の相談） <p>【要配慮者の方からいただく対価】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設：身元保証契約（33,000円～55,000円）・買い物など、身の回りのお世話（1,100円/1時間毎） ※入院手続き・同行・書類作成・役所各種お手続き等・金銭管理（3,300円/月） <p>【具体的な実施方法】</p> <p>★（1）一般社団法人 Resta へ相談 ①本人から直接②困りごと相談室③区役所④病院⑤不動産業者⑥福祉施設 電話相談を受け、現地へ伺っております。 ご本人からの相談の場合は、相談者様が行きやすい場所を指定して頂いております。※指定場所に近い不動産業者の事務所（連携している）を借りて受け付けております。</p> <p>★（2）不動産業者と同じサイトを使用し住宅提案を行います 不動産会社へ行かなくても良い状況をご提供しております。 （メリット）居住支援法人の立場で物件検索が出来る。 ※例：生活保護の状況を知った状況で物件提案を出来る事で時間のコストカットが可能となります。 説明が十分でなくても対価が可能（不動産業者へ行くよりもスムーズに話しが進みます）となります。（生活保護について詳しいかどうか）</p> <p>★（3）提携業者（不動産業者）→オーナーへ直接相談できる物件がないか確認 ※一般的に公開されていない物件を、オーナーへ直接交渉して頂いております。 その際は、同行しご紹介をしております。（無料）</p> <p>★（4）物件がない場合（特に滞納の方や破産・犯罪歴が有る場合） ご提案は、サブリースとなります。 連帯保証人や緊急連絡先もないため、サブリースしか選択肢がないと考えます。 それ以外は、日住や無低を提案しております。 高齢者の方の場合は、高齢者に特化した居住支援法人さんへ紹介・連携している施設へ紹介をしております。</p>

<p>8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加</p>
<p>8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>不動産業者様へ居住支援法人の活動内容をお伝えし、サブリース物件のご提供を促して参ります。</p> <p>困りごと相談がある（日常生活支援事業・困りごと相談室・社会福祉協議会）と連携（情報共有）を取り、相談者様の問題解決へ繋げて参ります。 電話やメールなど活用・相談者様に同意の上相談内容を共有しており、施設・住居の提案を行っております。</p>
<p>9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加し、居住支援法人として活動内容の見直し・改善を行うことで人材育成に繋がります。</p>
<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>訪問に関しては、社会との孤立を解消・孤独死の解消・状況確認と把握に寄与しています。</p> <p>特に状況確認と把握に関しては、施設への誘導や然るべき場所の紹介もスムーズに行う事が出来ております。</p> <p>また、食料がない等の相談もうかがう事で、空腹と困窮の改善を行う事が出来ます。</p>

法人組織図

